

JMCC 通信 VOL.45

発行日/2024年 6月吉日 発行/日本医療介護協同組合 〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目7番20号 <https://jmcc.or.jp/>



「育成就労」法案が衆院通過

新たな外国人材受入の在留資格である「育成就労」制度の新設に伴い、入管法と技能実習法の改正案が、5月21日に衆議院を通過しました。岸田首相も「外国の人材に選ばれる国にする」と先日メッセージを発信しましたが、一方で「転籍は結局できるのか」「費用をかけて採用・育成した人材が、すぐに都市部へ流出するのではないか」という懸念を、現状の情報では完全に払拭できない印象を受けます。また、外国人にとって重要な「永住権」取消の厳格ルール化にも不安の声が寄せられています。注目が集まっている本人の意向による転籍要件については「1年以上で一定要件を満たせば転籍可能」

で「業種によっては2年間の縛り」の注釈部分は残り、業種についてはいまだ明言されていません。また「やむを得ない事情がある場合」という条件も示されており、これがどこまで何を示しているのか、外国人からの申し出次第なのか、不透明なままです。さらに「育成就労制度は、…特定技能1号水準の技能を有する人材を育成することを目的とする」とされていますが、こと介護分野においては海外から特定技能試験の合格者で入国する人材とのレベルの差別化が、どこまでできるのでしょうか。法案成立後の各主務省令の情報が待たれます。

	転籍	外国人が負担する手数料	永住権の取消し
現行制度	3年間は転籍不可	本人が送出機関等に支払い	1年以上の実刑を受けた場合
	▼		
新制度	1年以上で一定要件を満たせば転籍可能 ※業種によっては2年間の縛り	受入企業と外国人本人が分担する方向	税金や社会保険料を納めない場合や一定の罪で1年以下でも懲役となった場合
指摘を受けている問題点	2年間の転籍制限は長すぎる (手続き後は転籍先所属が1年未満)	外国人に手数料を課すことが問題	永住者の生活を不安定にする 失業や病気の滞納も取消の可能性

「業種によっては転籍制限が2年」どの業種なのか、情報が待たれます。



事業報告書を提出しました

監理団体は、毎年5月末までに直近の技能実習事業年度の状況を外国人技能実習機構へ「事業報告書」を提出することにより報告を行わなければなりません。1年間を振り返りながら様々な数字の取りまとめを行うのは実は骨の折れる作業なのですが、今年も無事に期間内に提出することができました。実習生が増えて業務も忙しくなりますが、書類仕事も日頃から準備をしっかりと進めていきたいと思います。

事業報告書の提出方法について

1. 事業報告書について

監理団体は、毎年1回、5月31日までに**監理事業を行う事業所ごと**に事業報告書(省令様式 第23号)を作成の上、以下の書類を添付して、**機構の本部事務所の監理団体部審査課**に提出しなければなりません。

- ① 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書
 - ② 訪問指導の内容を記録した書類の写し
 - ③ 外部監査の結果を記録した書類の写し(外部監査の措置を講じている監理団体)
- (※)一般監理事業の許可を受けた団体については「優良要件適合申告書」も必要です。

2. 主な法律

監査報告及び事業報告(技能実習法第42条)

(監査報告等)
法第42条 監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者について、第三十九条第三項の申請書に添付して提出しなければならない。

定期監査：ミャンマー技能実習生

3ヶ月に1度行われる監理団体の定期監査で、施設にミャンマー技能実習生(2号)を訪ねました。

2人とも日本語能力試験N2を取得し、もともと会話も上手でしたが、今回の面談ではさらに日本語表現がなめらかに、尊敬語謙譲語も上手に使っていました。どのように学習しているのか聞いてみたところ、

「NETFLIXを日本語字幕付きで見えています」とのことでした。指導員の方からも、一番きれいな日本語を話す、とほめていただきました。

面談の日は午前中施設で避難訓練が実施されており、施設でこのように練習する意味についてもさらに理解を深めていました。さらに、介護福祉士のオンライン学習を既に始めているとのこと、大変志高く仕事に学習に取り組んでくださっていることがわかります。

現在の課題はご利用者様からの買い物代行のご希望をまとめる際「ポンジューズ」など固有名詞がわからないので苦労している、とのこと。日本のCMや広告にも興味が出てきましたと話す2人に、仕事への熱意を感じました。頑張ってくださいね！

日付	業務
1(水)	休み
2(木)	排泄介助、食事介助、食事
3(金)	食事、排泄、移動
4(土)	入浴介助、移動、排泄
5(日)	入浴介助、排泄、移動
6(月)	申し送り、食事介助、バイタル
7(火)	休み
8(水)	入浴介助、排泄、移動
9(木)	入浴介助、移動、入浴
10(金)	申し送り、食事介助、バイタル
11(土)	休み
12(日)	休み
13(月)	入浴介助、排泄、入浴
14(火)	申し送り、食事介助、バイタル
15(水)	休み
16(木)	入浴介助、排泄、食事介助
17(金)	申し送り、入浴介助、入浴
18(土)	食事介助、排泄、移動等
19(日)	休み

実習生が自分で行った業務を漢字で覚え理解を深めるために、練習で書いているとのこと。漢字もとても上手です。

ベトナム1期生（技能実習→特定技能）のその後

2020年にベトナムから1期生技能実習生として来日した4名は、3年経過後に在留資格を特定技能に変え、同じ施設で全員勤務しています。来日4年目を迎え、施設職員の方にヒアリングをしたところ、「夜勤も安心して任せられるようになり、人が足りない時には残業も自ら申し出てくれて、リーダーの負担を半減してくれる頼れる人材に成長した」

「ご家族との面談にも、積極的に担当してくれて、ご家族の希望や情報をしっかりヒアリングしてコミュニケーションを取れている」等、信頼され、高い評価をいただいているとわかりました。そしてこの1期生の4名は現在、介護福祉士合格を目指し、実務者研修を受講中です。施設にとって、大切に育成した人材がその期待に応え大きく成長してくれたことを知り、大変うれしく思うと同時にこのような循環をもっと生み出すサポートをしてゆければと感じました。



面会時のご家族への対応も積極的に引き受けてくれるのは、本当にありがたい、とのリーダー様からの言葉をいただきました。

お問い合わせは
こちらへ



日本医療介護協同組合 <https://jmcc.or.jp/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目7番20号
平河町辻田ビル7F
TEL 03-3221-7010

